

令和6年6月12日

第2回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和6年6月12日(水) 午前9時0分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	藪 乃理子	2番	氏家 法雄
3番	大平 恭大	4番	藪内真由美
5番	門 秀俊	6番	兼若 幸一
7番	中野 一郎	8番	金井 浩三
9番	小川 保	10番	古川 幸義
11番	隅岡 美子	12番	村井 勉
13番	渡邊美喜子	14番	尾崎 忠義

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	岡部 登
教 育 長	三木 信行
会計管理者	村井 崇一
町長公室長	山下 佐千子
総務課長	谷口 賢司
政策観光課課長補佐	山本 亮太
税務課長	西山 政有紀
住民環境課長	土井 真誠
住民環境課主幹	喜田 浩希
高齢者保険課長	松浦 久美子
健康福祉課長	山内 剛
建設課長	三谷 勝則
産業課長	植松 肇
消防長	青木 孝一
教育総務課長	池田 友亮
生涯学習課長	福田 純

1、議会事務局職員

事務局長	森 泰憲
事務局長補佐	小野 由美子
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開議 午前9時0分

議長（小川 保）

一同、ご起立をお願い致します。礼。ご着席下さい。

お早うございます。

本日も定刻にご参集を頂きまして、誠に有難うございます。

ただいま出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、6番、兼若 幸一 君。10番、古川 幸義 君、お二方をお願いをしておきます。

日程第2. 一般質問を行います。

なお、質問者の1人の持ち時間は、質問と答弁を合わせて60分以内となっております。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許可致します。

初めに14番、尾崎 忠義 君。

議員（尾崎 忠義）

14番、尾崎 忠義でございます。

私は、令和6年6月多度津町議会第2回定例会におきまして、まず1点目に香川県広域水道企業団からの追加出資2億200万円の水道負担金について、2点目に来春開催の大阪・関西万博への児童・生徒招待は中止すべき、この2点について、町長、教育長、そして各関係担当課長に対し、一問一答方式にて一般質問を行います。

まず最初に、1点目の香川県広域水道企業団からの追加出資2億200万円の水道負担金についてであります。

世界トップレベルの水準で国民の福祉、衛生を守ってきた日本の水道、その水道行政が2024年度から厚生労働省から国土交通省へ移管されました。2018年、水道法改正から続く水道産業市場化への流れは止まっておりません。厚生労働省、厚労省が所管してきた水道行政が、2024年度、令和6年度から国土交通省、国交省でございますが、及び環境省へと移管をされました。これまで水道事業は、安全な水を安定的に供給して公衆衛生を向上させるという目的から、厚労省が所管をしてまいりました。これが、移管によって許認可、建設、整備は国交省、水質基準などは環境省が所管することになります。国交省、つまり、旧の建設省は、これまで河川行政を所管をし、それに関わる水利権を把握してきました。水道行政にもダム建設を通じて深く関わってきた訳であります。関連する国家予算は膨大で、巨大な利権構造にもなっております。水道

との関わりでは下水道行政も所管をし、浄化槽、これは環境省、農業集落排水、これは農林水産省と広域下水処理の統合を進める雨水・汚水処理広域化を推進をしております。これまで水に関わる行政は多くの省に跨り、生命に欠かせない水を総合的に管理する行政は存在をしておりませんでした。利権の温床になっている国交省が、多くの水関連行政を把握することで、公共の財産である水が利権と利潤の追求のために扱われる懸念を抱かざるを得ません。その端的な事例が、水道の民営化でございます。先の水道法改正によって、水道事業の民営化が容易になりましたが、上下水道を所管する厚労省は必ずしも民営化に積極的でなく、住民運動も後押しして民営化を選択しない自治体が続出致しました。今回の移管は、そうした状況に業を煮やした水道民営化推進勢力が水道事業の目的を変質し、水道事業広域化、つまり広域化や官民連携推進を加速させようとする動きを見せております。何故なら民営化推進勢力と国交省の利益が一致するのが広域化だからであります。理由は、1点目に民営化の最大のハードルである住民と地方議会から水道事業を遠ざけるためであります。2点目には、国は人口減、節水機器の普及などで水需要が低下して財政が厳しくなることを強調しますが、他方で過大な水需要計画による基幹設備投資が経営難を引き起こしていることでございます。国交省は、既にダム再生事業調査費が香川県の水がめ「早明浦ダム」に計上されておりますが、香川県は全県広域化が実施され、旧水道事業体の自己水源を廃止し、ダム依存度を高める計画となっております。既に総務省は令和4年度中に広域化計画を立てることを前提に補助金を出すとしており、多くの都道府県で、こういった計画策定の動きが慌ただしくなっております。国は公務の市場化を進めるため、民間の方が効率的という理由でPPP・PFIを推進してきましたが、コスト削減効果や事業継続性に疑問があります。結局は「コスト削減」を理由に導入された委託、PPP・PFIなどの民間活用は、その目的「コスト削減」も果たせないばかりかモニタリングも出来ない状況になっており、技術、技能のノウハウも失われていくことが明確になってきております。従って、無理なく水が得られ、浄化して返すことが出来る上下水道事業が必要であり、国交省が進めようとする政策は真逆であり、どこの水を飲んでいるのか分からなくなり、どこへ流れていくのかも分からない上下水道事業に変貌していくと危惧をしております。また、水環境を健全で持続可能なものとするために水を総合的に管理する行政を国が実践し、国交省がその役割を担えるとは思えません。また、上下水道一体経営は効率的なのか、上下水道会計の違いなどもあり、上下水道事業統合にも多くの問題があり、電気、ガス事業が「セットでお得」キャンペーンをしている中、上下水道もセットでお得にはならないことは、以上のことから明白です。

そこで、お尋ねを致します。第1点目には、去る4月26日の全員協議会におきまして香川県広域水道企業団から財政収支の見通しについての説明があり、県下6事業体（多度津、琴平、綾川、小豆島、土庄、さぬき市）は、指標が未達成のため、財源確

保措置が必要とのことで、多度津事業体では、資金不足額が2億200万円が提示され、追加出資については、検討を進めるということですが、町長の考え、見解をお伺いを致します。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎議員の香川県広域水道企業団への財政負担等についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

4月下旬から複数回にわたり、香川県広域水道企業団から同企業団の財政収支の見通しや水道料金の統一などについて意見をお伺いしました。

その中で生じる資金不足に対する本町の負担についても説明を受けましたが、確定した金額ではなく、さらには同企業団の財政改善に向けた要望も行っているところですので、資金不足に対する具体的な見解を今、申し上げることは出来ないと考えております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（尾崎 忠義）

町長に再質問致します。ただ今、具体的な見解を申し述べないと言いましたが、具体的な見解は、いつ頃になるのか。そしてまた、財政改善に向けた要望を出しているということですが、この財政改善に向けた要望とは何かをお尋ねを致します。

町長（丸尾 幸雄）

まず、1点目のこの2億200万云々ということに関しましては、これは広域水道企業団の中で8市8町、これは直島が岡山から水道を引いてますので、直島町を除いた県と8市8町で合意をした中での取り決めで進んでいる訳でありますので、これをまず、基にして行っていくということがまず原則だと思っています。そのために、多度津町では水道事業に対しての借金がすごく多く、これはもう議員さんもご存じのとおりでありますけども、そのために、まず、平成30年、最初の年に8%水道料金を値上げをさせて頂きました。そのぐらい多度津町では、もともと借金が多かったもんで。そのために借金の今、水道企業団の方で決められているのが、借金の額は有収水量の3.5倍、それから内部留保は有収収益の50%っていうのが決められております。その中で私どもは運営してる訳なんで。そういう中で今、2億200万円、追加が要るっていうことの提示でありますけども、これは今私どもは、まず広域水道企業団も内部の努力もして欲しい。私ども8市8町が言ってることなんですけども、私どもにそういうことを負担を強いるだけじゃなく、まず皆さん方、広域水道企業団の方で努力をして下さい。まず、それが最初じゃないですかということをおっしゃっております。その答えが出てからの今のまず一つ目の質問のお答えになると思っています。もう一つは何でしたか。それが今のです。申し訳ありません。広域水道企業団に向けた財政的な要望は今、8市8町で行っているところです。まず、その方を見てからの事になると考えております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（尾崎 忠義）

2点目でございますが、その他、建設改良では香川用水負担金として水資源機構は、香川用水施設緊急対策業事業（高瀬支線老朽化対策等、令和2年から令和6年度、企業団水道負担が約9億円）そして後発事業（これは土器川チェック下流の耐震化対策及び残区間等の老朽化対策、令和7年からおおむね15年間）、また、相当額の負担が生じることから統一料金への影響等を考慮しつつ、支払い方法の選択、これは直入方式と償還方式、つまり償還方式では、支払い期間が30年以内、これらについて検討を進めるという説明資料の2の1ページの記載がありますが、これも負担金の上乗せになるのかどうかを町長の見解を伺います。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎議員の香川県広域水道企業団の今後の施設整備等に係る事業費が町の負担金の上乗せになるのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

今後の香川県広域水道企業団のうち、水資源機構の行う後発事業の負担について同企業団に確認したところ、「事業については、現在、同企業団と同機構がその実施方法等について協議をしており、結論が出れば多度津町に説明に伺う」とのことであることから、今後、同企業団から説明があれば、改めて議会の皆さんへ説明をしたいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

町長に再質問致します。この結論が出るのは、いつ頃になるのかをお伺いを致します。先ほど第1点目には、具体的な展開いつ頃になるのかいうんですけれども、お尋ねしたんですけれども、このいつまでにいつまでにやるという、そういう回答があるだけで、ただ、それだけでは、よく分からないので、具体的によろしくお願い致します。

町長（丸尾 幸雄）

この案件につきましては、私どもの方からボールは広域水道企業団の方に投げておりますので、その広域水道企業団の方から返事が返ってくる。そういうことになってきます。その返事は早急に、なるべく早くという風には、今、私どもだけじゃなくて広域水道企業団8市8町と、それから県との間で行っている事業でありますので、それは私どもだけじゃなくて、他の今、申し上げた6市町だけじゃなくて8市8町の問題になってきますので、それは、今、広域水道企業団の方にボールを投げておりますので、その答えが返ってくるのを待っているという状況であります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

なかなかボールを投げたがボールが返ってこない。というのが現状であります。

3点目にお伺い致します。円安による物価高騰、政府の補助金打切りによるこの7月からの電力大手10社、ガス大手4社の料金値上げ、燃料油、資材費の値上げによる町の財政負担の影響及び現状と対応、対策については、具体的にどうかをお尋ねを致し

ます。

総務課長（谷口 賢司）

尾崎議員の物価高騰や光熱費の高騰による町財政への影響とその対応策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

建材や資機材、また、光熱水費などの物価高騰により、香川県広域水道企業団の財政運営には少なからず悪影響はあると考えています。しかし、同企業団の予算を編成した際にどの程度の予測をして編成をしていたのか不明であることから、その影響や対策について回答することは出来ないと考えてございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

再質問致します。

ただ今、答弁がありましたけれども水道料金の大半というのは、電気代でございます。でございますので、町としても、およその試算は出来ると思うのですが、いかがでしょうか。よろしく申し上げます。

総務課長（谷口 賢司）

尾崎議員の再質問に答弁をさせていただきます。

尾崎議員さんのご質問にあります町財政負担の影響額及び現状と対応・対策については、具体的にはどうかというところでございます。町財政の影響につきましては、当然ながら先ほどの答弁にもありまして、現在、資機材、光熱水費、物価高騰しておりますので、ある程度、悪影響はあると考えてございます。本町の令和6年度当初予算の編成におきましても、ある程度のこの影響を見越した予算編成をさせていただきます。しかしながら、今後の物価高騰でありますとかそういった影響、こういったものがあれば、また、9月、12月等の議会におきまして、皆さん方にご説明を申し上げて、今後の対策について協議をさせていただきたいと考えてございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に4点目でございます。町民への財政負担が過大になると思われますが、町内での説明会、意見交換会、公聴会の開催が必要と思われますが、町の見解をお伺いを致します。

総務課長（谷口 賢司）

尾崎議員の香川県広域水道企業団への負担について、町内での説明会の開催の有無についてのご質問に答弁をさせていただきます。

香川県広域水道企業団への負担については、同企業団から説明を受けた段階であり、金額が確定している状況ではございません。

また、町内での説明会や意見交換会などの開催については、必要があれば同企業団と協議し、その開催を要望したいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

す。

議員（尾崎 忠義）

ただ今、答弁がありました。必要であるかなしかに関わらず、説明責任として、やはり開くべきだと思いますが、いかがでしょうか。

総務課長（谷口 賢司）

尾崎議員の再質問に答弁をさせていただきます。

先ほどの町長の答弁の中でもありましたとおり、今現在、同企業団と水資源機構の方で今後の事業につきまして検討中でございます。それが確定し次第、本町の方に説明があるということでございますので、その際には前回と同じように議会の皆様方に全員協議会などで、ご報告をさせていただきます。その時に皆さん方からご意見を賜りまして、そして住民への説明会等々について協議をさせていただきたいと考えてございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

企業団の返答待ちじゃなくて事前に町から積極的に、この2億200万、またプラスアルファの非常に町の財政負担になる訳でございますから、財政上の問題からでも是非これは早急に開催して頂きたいと思います。

次に6点目でございます。平湊浄水場は町有財産であります。統一後の所有権はどうなっているのかについてお尋ねを致します。

議長（小川 保）

尾崎議員、5番目は、どう致しましょうか、6番に行きましたが。

議員（尾崎 忠義）

要望でいいです。

議長（小川 保）

はい、分かりました。じゃあ、6番目ということで、よろしいですね。

総務課長（谷口 賢司）

尾崎議員の広域化後の平湊浄水場の所有権はどのようになるのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

平湊浄水場は、平成29年度まで町水道事業用に供していた資産であります。平成30年4月に香川県広域水道企業団が事業を開始した時点で、その引き継ぐべき水道事業に含まれるものとして同企業団が所有する資産となっております。

因みに、この水道企業団の設立でございますけれども香川県広域水道企業団が設立されたのは平成29年11月。続きまして、平成30年4月から同企業団による事業運営が開始されているというところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

この平湊浄水場は、12億6,600万円もかけて多度津町の町有財産として造った訳でございます。

それでは再質問でございますが、残りの借入金はいくら位あるのでしょうか。それと、この2億200万円の中に含まれているのか、また、別途なのかをお尋ねを致します。

総務課長（谷口 賢司）

尾崎議員の再質問に答弁をさせていただきます。

済みません。今現在、手元にその資料がございませんので、今、お答えすることが出来ません。以上で、回答とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

それでは、また後から資料をよろしくお願い致します。

次に7点目でございますが、水道事業の再構築、見直しをし、地域の水政策を見直すこと。これは、1点目には水循環、2点目には人材育成、3点目には住民参加の水道、4点目にはパブリックコメント、つまり手続に関する要綱の制定、5点目にはアウトリーチ、これは聞き取り調査、6番目として水道サポーター、7点目に多様な住民でのまちづくり、これは情報の共有でございます。これによって、人口動態、土地の利用状況、財政などがあります。8点目には水道の再公営化、9点目には水の消費者から利用者への転換、つまり水の供給者と水の需要者の完全分離、10番目には水の危機は、地域自立の危機であります。そして水循環を問い直すことが必要であります。これについて、また、11点目には地下水の保全と利用でございます。12点目には過度の依存度の進み、これは大きな仕組みが優先されると個人や小さなコミュニティは切り捨てられ、いざという時には、自分の安全は守れない。こういう危機管理を持つことが大事であります。13点目には地下水の見える化でございます。水は、ご存じのとおり、生命線であります。食、エネルギー、森、水源ほか、高品質で安価な水が供給するという事で考えられますが、どうかについてお伺いを致します。

総務課長（谷口 賢司）

尾崎議員の水道事業の再構築、地域の水政策の見直しについてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町は香川県広域水道企業団を構成している自治体として、本町はもとより県内全域の水道事業に携わっていく責任がございます。その責任の中で、本町住民からの要望や意見があった際には遅滞なく同企業団に申し入れを行い、必要があれば運営協議会の議題とするよう働きかけをするなどの対策を講ずるとともに情報を共有しながら、安全・安心な水道事業の維持に努めたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に大阪・関西万博への児童・生徒招待は中止すべきについてであります。

来春、開催予定の大阪・関西万博は教職員を始め、多くの人々が招待事業に不安を抱

いており、異議を唱えております。万博会場予定地の土壌汚染が指摘され、会場工事現場での爆発事故も起き、爆発事故の全容が明らかにされず、再発の恐れがある状況で安全な校外学習を計画することが出来ない状況であります。また、莫大な費用を投じて万博を開催する意義について多くの国民は疑問を抱いているとして、改めて招待事業の中止と万博の開催中止を求めているところであります。開催地であります人工島、夢洲に含まれる汚染物質の問題、万博を口実に進める夢洲開発による国民負担増などが指摘されており、パビリオン建設の遅れ、会場建設費やインフラ整備費等の大幅な上振れによる国民負担増、土壌汚染が広がり、地盤沈下が起こる危険性など問題は、さらに深刻さを増してきております。大阪・関西万博は、カジノを中核とした総合型リゾート（IR）のインフラ整備のために開かれるものであり、夢洲は雨が降るとアスベストやPCBなど有害物質で汚染された土壌が泥の川となって地下鉄工事の現場に流れ込み、晴れた日には、その泥が乾いて粉塵となって舞い上がっている訳であります。万博会場の1区は管理型の処分場なので、一般家庭や事業所からのゴミ焼却の燃えカスや生のもものも入っておりますから、有害物質だらけのゴミ捨て場からメタンガスが発生をしております。そしてまた、出入口は2箇所しかなく、台風、大雨、地震の時の備えは、3日分、60万人分の食料、そして下水道（トイレ）は、処理能力は1日8万人分、汚物を貯める所は2箇所しかなく、もしも災害が起きたら、トイレも満足にない島に閉じ込められ、避難計画も、まだ作られていない状況であります。そして、この5月30日、大阪・関西万博の中心パビリオン地区（夢洲2区・3区）で3月28日、爆発事故が起きたのと同じメタンガスが発生したと日本国際博覧会協会が発表致しました。会場のどこでも爆発の危険性があることが明白になりました。このような命を危険にさらす大阪・関西万博に4月9日、吉村大阪府知事と池田香川県知事が「連携PR宣言」に署名、池田知事は「万博を一緒にという気持ちは47都道府県の中で香川が1番強い」と述べ、香川県は修学旅行など学校行事で訪れる児童・生徒の入場料を全額負担することにしてしております。因みに、香川県は「未来を担う子どもたちの体験、学習支援事業」として、令和6年度300万円。令和7年度4億1,800万円の予算。対象は教育活動として万博に参加する県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校の児童・生徒、支援額は入場チケット料金全額補助、交通費は実費2分の1（ただし、上限学級ごとに10万円）ということであります。そこで、お尋ねを致します。

第1点目には、学校行事を通じて大阪・関西万博に参加する県下の小学校、中学校、高校など全学年で約10万人が対象となり、入場料を全額補助するとのことですが、夢洲では可燃性ガスによる爆発事故も起きて危険であり、子ども・児童の命や安全を危険にさらす動員は中止すべきだと考えますが、町の見解をお伺いを致します。

教育総務課長（池田 友亮）

尾崎議員の子ども、児童の命や安全を危険にさらす動員は中止すべきについての

ご質問に答弁をさせていただきます。

万博（万国博覧会）は、地球規模の様々な課題に取り組むために5年に一度、世界各地からたくさんの人やモノ、知恵や技術などが集まるイベントで、2025年大阪、関西万博は1970年に開催された「大阪万博」、2005年愛知で開催された「愛・地球博」に続き、20年ぶりに開催されます。

県教育委員会では、香川県大阪・関西万博推進協議会の中で、「世界とのつながりをなくして地域の産業や経済、生活は成り立たなくなっている中、子どもたちが大阪・関西万博を訪れることで、県教育基本計画に掲げる「グローバル人材の育成」に資する国際理解教育の推進や「課題解決能力の育成」に寄与する課題解決型学習の推進」などに繋げるため、学校教育活動として県内の小学校、中学校、特別支援学校、高等専門学校が大阪・関西万博に参加した場合、入場チケット料金等の補助をすることとしています。その際、修学旅行の一行程として参加する場合や校外学習等で参加することを想定しており、強制的に大阪・関西万博へ行くことは想定していません。

また、修学旅行の行先や行程等については、学習指導要領及びその解説に沿って地域や学校の実態及び児童・生徒の心身の発達の段階や特性等を十分に考慮して、各学校において決定するものですので、町教育委員会としては、各学校が決定した修学旅行等の行先については尊重したいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

再質問を致します。再質問では、我が多度津町での該当人数は、およそ何人位になるのかをお尋ねを致します。概略で結構です。

教育総務課長（池田 友亮）

尾崎議員の再質問に答弁させていただきます。

もし、次年度、小学6年生が修学旅行で行った場合でありましたら、168名が今現在の生徒・児童数となっております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

再々質問を致します。ただ今、答弁がありましたけれども、これ、事故対応は各学校任せなのか、それとも不測の事態に対する責任の所在について、お伺いを致します。

教育長（三木 信行）

尾崎議員の再々質問に答弁をさせていただきます。

事故対応につきましては、修学旅行というのは色々な目的があるんですが、考え方としては、安全を確保することが第一と考えています。そのあと教育的な効果、成果が期待出来ること、楽しい思い出になるということですので、第一義的に安全を確保することということを常にどの修学旅行でも考えております。学校の立てた計画に対し

て教育委員会の方も十分吟味をしながら、この修学旅行、あるいは校外学習が安全を担保出来ているものかどうなのかを十分協議をしております。それを通して学校の修学旅行、あるいは校外学習の安全を担保していきたいと思えます。万が一事故ということは、それはあってはならないということですが、色んな修学旅行で事故が起こることがあります。それは、色んなところの保険とか、そういったもの含めて教育委員会も学校任せにせずに逐次対応をしていきたいという風に考えています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

それでは、2点目をお尋ね致します。

行く日もパビリオンを選べない。駐車場から入り口まで1 kmあり、徒歩でも30分かかる。低学年は無理だ。ピーク期間は児童・生徒だけで1万4,000人が来場するのに団体休憩所は2,000人の収容、どこで昼食をとるのか。また、医療ケアが必要な児童・生徒への対応も示されておらず、計画が立てられない。夢洲へのルートは、夢舞大橋と夢咲トンネルの2つだけで避難計画は未だ策定されていない。ガス爆発が起こり得る安心・安全から程遠い夢洲に児童・生徒は連れていけないとの教育現場の職員の声であり、参加を休止すべきだと思うが、町教育長の見解をお伺いを致します。

教育長（三木 信行）

尾崎議員の日程や距離、人数等の問題により、参加を中止すべきについてのご質問に答弁をさせていただきます。

2025年日本国際博覧会協会では、来場者が限られた時間の中で効率的に見学出来るよう事前に来場日時を指定し、展示館やイベント等を予約するシステムの導入を予定しています。また、博覧会の会場においては、法令に基づき特定有害物質の飛散等を防止するための必要な措置や「メタンガス」が滞留しないよう「大気拡散」を行うことで、当該メタンガスの濃度を適切に管理するとされています。

加えて、同協会は令和5年8月に「医療救護対策 基本計画」を令和5年12月に「防災基本計画（初版）」を策定しています。

現在、万博会場は工事中であり、計画等も順次更新されるものと考えています。国においても博覧会の来場者が安心して博覧会を楽しむことが出来るよう、必要な情報発信に努めるとありますので、各学校に対し、逐次情報を提供していきます。

その上で、先に答弁したとおり、町教育委員会は、各学校が決定した修学旅行等の行先について尊重するとともに安全で思い出に残るものになるよう支援をしていきたいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

ただ今、答弁がございましたが、各学校の判断、決定任せではなく、無理のある危険性のある大阪・関西万博は中止すべきだと私は主張し、以上2点について、当局の答弁を求める私の一般質問を終わります。有難うございました。

議長（小川 保）

これをもって、14番、尾崎 忠義 議員の質問は終わります。

次に5番、門 秀俊 君。

議員（門 秀俊）

5番、門 秀俊、一般質問させていただきます。

瀬戸内国際芸術祭2025について、災害における支援物資について、一問一答方式でお願い致します。

来年、瀬戸内国際芸術祭2025が開催されます。本町では5回目の参加となります。

2022年に開催された瀬戸内国際芸術祭については、過去の芸術祭とは大きく異なり、コロナ禍の中での開催であったことから、来場者はもちろんのこと、ご高齢の方が多くお住まいになっている島民の方々の安心・安全を確保するため、マスク着用や検温など多くの感染対策を行いながらの開催であったことが、昨日のように思い出されます。来場者も前回より7割程度の2万1,596名でした。さて、2025年に開催が予定されております次回の瀬戸内国際芸術祭まで1年を切ったところであり、県実行委員会とともに多度津町においても開催に向けた準備が本格的に開始されると思います。

それでは、以下4点について質問させていただきます。

1. 開催予定である瀬戸内国際芸術祭2025について、開催スケジュールなどの概要はどのようになっていますか。また、前回行われた感染症対策は引き続き実施されるのか、分かる範囲でお答え下さい。お願い致します。

政策観光課課長補佐（山本 亮太）

門議員の瀬戸内国際芸術祭2025の概要と感染症対策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

瀬戸内国際芸術祭2025につきましては、2010年の初開催から今回で6回目、本町と致しましては2013年からの参加ですので、5回目の開催となります。

従前どおり、春・夏・秋の3会期で開催され、期間と致しましては2025年4月18日から11月9日までの107日間の予定です。本町におきましては、これまでと同様に秋会期での参加となり、10月3日から11月9日までの38日間での開催となります。

前回と異なる点と致しまして、前回は秋会期中の休日が1日でしたが、今回は10月23日と10月30日の2日が休日に設定され、この間に作品や受け入れ態勢の調整を行うこととなっております。

今回の作品展開についての詳細は現時点では未定ですが、前回と同様に高見島においては、急傾斜に立ち並ぶ家々を活用した作品展開が行われる予定となっております。

また、今回の開催からは、より多面的な瀬戸内海の魅力を伝えるため、さぬき市、東かがわ市、宇多津町といった香川県沿岸部の市町に新たな会場が設けられることとなり、前回以上の規模での開催となるものと考えております。

具体的な作品展開の内容につきましては、本年11月頃には企画及び参加アーティストなどの発表が行われる予定となっております。

なお、感染症対策につきましては、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したこと等の影響から、現時点で県実行委員会からの明確な指示はありませんが、開催時の状況も見据えながら、今後も県実行委員会との連携を密に行い、来町者のみならず、島民の方々の安全確保に向けて適切な対応が図られますよう、準備を進めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

再質問致します。前回同様、高見島だけではなく、本町陸地部の方の開催の予定の方はありますか。お伺い致します。

政策観光課課長補佐（山本 亮太）

門議員の再質問に答弁をさせていただきます。

先ほどの答弁のとおり、作品についての詳細は現在、県実行委員会において検討が進められており、その詳細につきましては11月頃に発表される予定となっておりますが、県実行委員会の取組方針において、古くから金比羅参詣や北前船の寄港地として多くの人で賑わった多度津駅から港までのエリアを作品展開に活用するとされており、2025会期におきましても2022会期と同様に陸地部においても作品展開が行われる予定となっております。本町と致しましても陸地部での作品展開が行われる前提で準備などを進めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

2番、次回の瀬戸内国際芸術祭は、大阪・関西万博と同時期に開催されるものと思われる。芸術祭と関西万博の関わりについては、どのようになりますか。また、同時期の開催となるとその対応もかなり大変になるとは思われますが、それに向けた市内の体制はどのようになっているか、お答え下さい。

町長（丸尾 幸雄）

門議員の瀬戸内国際芸術祭と大阪・関西万博との関わりについてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご質問のとおり、2025年の4月13日から10月13日までの108日間、大阪・関西万博が実施される予定ですが、この会期は、瀬戸内国際芸術祭と重なっております。現在、万博については県を中心に開催に向けた取組が進められていて、瀬戸内国際芸術祭2025、県立アリーナの開業などとの相乗効果によって本県への来訪促進や交流人口、関係人口の拡大による持続的な地域の活性化を目指すことが、県の取組方針として掲げられております。また、万博開催に向けて県が事務局となり、県と県内市町及び関係団体が連携する場として、香川県大阪・関西万博推進協議会が設置されていて、本町も当協議会に参加をしております。本町の具体的な関わりと致しましては、万博会場において実施される自治体催事に県及び県内市町が共同で

出展する予定であり、内容についての詳細は今後、協議会において決定されることとなりますが、自然や食文化、伝統芸能などの香川県の魅力をPRする企画を検討することとなっております。また、本年度中には実際の出展内容になぞらえたプレイベントも県内で実施される予定となっております。そのほか、万博を契機とした情報発信などの広報も実施されることとなっておりますので、今後も協議会をはじめ、関係団体と連携しながら適切に準備を進めてまいります。一方で瀬戸内国際芸術祭においては、現在のところ、万博との具体的な関わり方については、示されておりませんので、こちらについても県実行委員会と連携しながら準備を進めていきたいと考えております。庁内の体制につきましては、万博・芸術祭ともに政策観光課が主の担当部署となりますが、議員ご質問にもありますとおり、2つの大型イベントが重なるため、政策企画調整会議の議題とするなど全庁的な応援体制などについて協議をし、円滑な運営を行えるよう、適切な体制構築について関係部署とともに調整を図っていきたくて考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

再質問致します。多度津町をアピールする取組については、どのようになっていますか、お伺い致します。

政策観光課課長補佐（山本 亮太）

門議員の再質問に答弁をさせていただきます。

前回会期では、本町の魅力PRとして会期中に多度津港案内所及び高見島案内所に観光パンフレット等を設置し、来場者の方々への情報発信を行いました。また、併せて、ふるさと納税の寄附者の増加や関係人口の創出を図るため、各案内所や駅から港までのシャトルバスの車内に、ふるさと納税のパンフレットを設置するなど本町のPRを行いました。パンフレットなどにつきましては、会期中に増刷を行うなど、来町頂いた多くの方々手に取って頂くことが出来ましたので、一定の成果はあったものと考えております。2025会期につきましては、詳細が未定ではありますが、芸術祭のみならず県において大阪・関西万博を契機とした情報発信も予定されておりますので、前回までの取組を継続するとともに様々な媒体を活用しながら、積極的な本町のPRや効果的な情報発信などを検討してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

3番目、これまでの瀬戸内国際芸術祭でかかった費用は、どの位ですか。また、次回、瀬戸内国際芸術祭にかかる費用はどの位になる見込みか、お答え下さい。よろしく申し上げます。

政策観光課課長補佐（山本 亮太）

門議員の瀬戸内国際芸術祭の費用についてのご質問に答弁をさせていただきます。

芸術祭にかかる費用につきましては、大きく県実行委員会への負担金、町実行委員

会への負担金、会期中のみ運行される横航路への負担金の3つの負担金が主なものとなります。

2013会期につきましては、県実行委員会への負担金が375万円、町実行委員会への負担金が約600万円、横航路への負担金が70万円、合計で約1,045万円です。

2016会期につきましては、県実行委員会への負担金が750万円、町実行委員会への負担金が830万円、横航路の負担金が約30万円、合計で約1,610万円です。

2019会期につきましては、県実行委員会への負担金が750万円、町実行委員会への負担金が約750万円、横航路の負担金が約35万円、合計で約1,535万円です。

2022会期につきましては、県実行委員会への負担金が約920万円、町実行委員会への負担金が約950万円、横航路の負担金が約40万円、合計で約1,910万円です。

これまでの4会期合計で、約6,100万円となっております。

最後に2025会期につきましては、現時点での見込みではございますが、昨今の物価高騰等も踏まえたと2,000万円前後の費用となるものと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

再質問させていただきます。先ほどの答弁の合計、色々あります。有難うございます。因みに人件費が入ってないようですが、分かる範囲でお答え下さい。

政策観光課課長補佐（山本 亮太）

門議員の再質問に答弁をさせていただきます。

職員の時間外手当につきましては、先ほど答弁させて頂いた費用には含まれておりません。

集計を開始しました前回の2022会期につきましては、時間外の延べ人数が約300名、延べ超過勤務時間が約1,500時間、延べ超過勤務手当額が約350万円となっております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

有難うございます。4、最後に、これまで私もボランティアの一員として芸術祭に参加させて頂きましたが、運営に当たって今回もボランティアを募る予定があるか、お答え下さい。

政策観光課課長補佐（山本 亮太）

門議員の今回のボランティア募集の予定についてのご質問に答弁をさせていただきます。

芸術祭のボランティアスタッフにつきましては、議員の皆様方をはじめ、数多くの方々にご協力頂き、大変有難く感じております。この場をお借りしまして、改めてお礼を申し上げたいと思います。

今回も芸術祭全体と致しましては、従前どおり、ボランティアサポーター「こえび隊」が中心となり、様々な形で芸術祭をサポート頂くものと考えております。

また、県実行委員会におきまして、地元企業や大学などへの訪問・説明会を実施し、企業・団体ボランティアサポーターへの参加の呼びかけも併せて行われる予定となっております。

本町と致しましては、現時点で具体的な作品数などが決定しておりませんので、募集開始時期や人数などは未定ではありますが、2025会期も町独自のボランティアスタッフの募集を行うことを前提に準備を進めていく予定でございます。引き続き、皆様方のご協力をお願い出来ればと考えておりますので、よろしくお願い致します。以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

有難うございます。瀬戸内国際芸術祭、万博といった大きなイベントが重なります。大変だと思いますが、多度津町の関係人口を向上に頑張っていきましょう。

次の質問に入らせて頂きます。今年、元旦に起きた能登半島地震では、近年には大きな地震でありました。また、4月11日午後11時過ぎに起こった愛媛県沖豊後水道でマグニチュード6.6の地震は、携帯電話のけたたましい音とその後の揺れで大変驚いたことと思います。近いうちに起こるかも知れない南海トラフ地震の予兆かと心配した方も多かったかと思えます。能登半島地震での被災者の方々は避難所での生活を余儀なくされている方が多くいらっしゃいます。

それでは質問に入ります。1. 本町における備蓄品は現在、何日分かお伺い致します。総務課長（谷口 賢司）

門議員の本町における備蓄品は、現在、何日分かについてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、本町では、香川県地域防災計画における緊急物資の備蓄マニュアルに基づき、備蓄品を整備しております。このマニュアルは「県が発災から3日間における被災者の生命維持に最低限必要な物資等を計画的に備蓄すること等により、被災市町の行う物資供給活動等を支援し、さらに県が行う応急救助に資することを目的」として作成されたものです。発災後4日目以降は、国や他県等の救援物資が供給されることを想定し、発災後の1日分は県及び市町が協力して現物備蓄を行い、残り2日分は協定等による物流支援により対応することとしています。これに該当する備蓄品目は、食料、調製粉乳、飲料水、毛布、生理用品、紙おむつ（大人用・子供用）となっております。

しかし、以上の備蓄品目は、生活に最低限必要なものだけであることから、本町では独自に避難所生活をより良くする品目の備蓄や配慮を要する方への品目の備蓄を並行して行なっていますが、今後もその充実に向けた検討を続けてまいります。

大規模災害等の発災状況によっては、行政からの支援の手が行き届かない可能性が考えられますので、まずは被災者自身で自活するための備えが必要であり、食料や飲料水等の家庭備蓄を最低でも3日分、出来れば1週間分程度の備蓄に努めて頂け

るよう普及啓発も併せて行なってまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

再質問致します。先ほどの答弁の中の物流支援についてお伺い致します。

総務課長（谷口 賢司）

門議員の再質問に答弁をさせていただきます。

先ほどの答弁で申し上げましたとおり、本町では災害が発生した際の緊急物資の備蓄については、発災後の1日分を県及び市町が協力して現物備蓄を行っております。あとの2日分を物流支援により対応し、発災後3日分の備蓄を確保する計画としております。この物流支援とは、事業者と町が協定を締結し、災害時にその事業者が保有する飲料水、食料、生活必需品等の提供や供給を受けるものでございます。

現在、町と同協定を締結しているのは、国内の大手飲料メーカー2社、それと国内大手の大規模小売店グループを構成する事業所の3社でございます。今後も災害時に住民の方々への十分な支援を行うことが出来るよう、同協定の締結について様々な事業所と協議を重ねてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

次の質問にいきます。災害における陸地の支援物資のルートはどのようになっていますか。また、海上での支援物資のルートは、どのようになっていますか、お伺いします。

総務課長（谷口 賢司）

門議員の災害における陸地及び海上での支援物資ルートについてのご質問に答弁をさせていただきます。

多度津町地域防災計画において、支援物資等の輸送に必要な輸送路の確保のために緊急輸送路の指定・整備等を推進することとしています。

県は市町庁舎等の主要な防災拠点と接続する幹線道路（第二次輸送確保路線）を指定しています。本町内では、県道丸亀・詫間・豊浜線（多度津町東白方～三豊市詫間町）、同じく県道丸亀・詫間・豊浜線（多度津町西港町～東白方）、さぬき浜街道、本町町道8号線（東白方前池～東白方本村自治会館）の4路線となっています。

町は県より輸送された物資を受け入れる場所である二次（地域）物資拠点から各指定避難所までの14路線を指定しています。さらに輸送事業者等と支援物資等の輸送が円滑に実施されるよう協定を締結するなどして体制の充実を図っています。

また、主な輸送港として多度津港及び白方漁港を、ヘリコプター用飛行場外離着陸場として町野球場と堀江サッカー場を指定しています。

本年8月には、詳細な内容については現在未定ではありますが、高見島において県と協力して海上物流訓練を予定しております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

3番、本町における職員の防災計画の招集の目安は、どのようになっていますか、お伺い致します。

総務課長（谷口 賢司）

門議員の職員の招集の目安についてのご質問に答弁をさせていただきます。

多度津町地域防災計画において、災害が発生または発生する恐れがある場合、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、災害対策本部等を設置し、災害情報を一元的に把握し、共有することが出来るように活動体制を整備しています。

職員の動員配備体制の基準は、風水害の場合、第1次配備（準備体制）では、大雨注意報、洪水注意報、高潮注意報の1つ以上が発表され、災害の発生が予想される時や竜巻注意情報が発表され、災害が起こる恐れがあるときに情報収集や連絡活動を主として行い、災害対策にあたることにしています。

第2次配備（水防本部体制）では、町に大雨、洪水等の警報が発表され、災害の発生が予想される時や気象庁において雨による災害の危険度を地図上にリアルタイムで表示する「キキクル」に含まれる浸水キキクルに町域内に「警戒」が発表されたとき、土砂キキクルに町域内に「警戒」（警戒レベル3相当）が表示されたとき、洪水キキクルに関係河川に「警戒」（警戒レベル3相当）が表示されたとき、さらに高齢者等避難または避難指示の発令が検討される災害の発生が予想されたときに必要に応じ、職員を動員し災害対策にあたることとしています。

第3次配備（町本部体制）では、町に特別警報が発表されたときや浸水キキクルに町域内に「危険」が表示されたとき、土砂キキクルに町域内に「危険」（警戒レベル4相当）が表示されたとき、洪水キキクルに関係河川に「危険」（警戒レベル4相当）が表示されたとき、さらに緊急安全確保の発令が検討される災害の発生が予想されたときに災害規模や期間等を検討し、全職員を動員し災害対策にあたることにしています。

よりきめ細やかな職員配備については、職員を対象とした「水防活動マニュアル」を作成しており、「水防本部・班別構成員一覧」及び「水防本部・班別行動態勢一覧」に基づくことを原則としています。

次に風水害を除く地震・津波の災害の場合は、第1次配備では、町内で震度4の地震を観測したときや県に津波注意報が発表されたとき、また、南海トラフ地震の臨時情報（調査中）が発表されたときとしています。第2次配備は、町内で震度5弱または5強の地震を観測したときや県に津波警報が発表されたとき、また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたときとしています。第3次配備は、町内で震度6弱以上の地震を観測したときや県に大津波警報（特別警報）が発表されたとき、また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときとしています。

他にも大規模火災等の災害についての基準も設けており、詳細は地震・津波・災害時と併せて、災害時職員対応マニュアルに従い、運用しています。

今後も実効性のある、よりよいマニュアルとするよう、適宜見直しを図っていきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

4、南海トラフ地震臨時情報とは、どのようなときに、どのような方法で行われるのか、お伺い致します。

総務課長（谷口 賢司）

門議員の南海トラフ地震臨時情報についてのご質問に答弁をさせていただきます。

南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価された場合等に気象庁から発表される情報です。情報名の後にキーワードが付記され「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報が発表されます。

気象庁において、マグニチュード6.8以上の地震等の異常な現象を観測した後、5～30分後に「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表されます。その後、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会の臨時会合における調査結果を受けて、該当するキーワードを付した臨時情報が発表されます。

その調査の結果、マグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合に「巨大地震注意」、マグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合に「巨大地震警戒」が発表されます。4月17日23時14分頃に愛媛県沖で発生した「豊後水道地震」は、南海トラフ巨大地震の想定震源域でしたが、マグニチュード6.6と基準に達していませんでした。

また、南海トラフ巨大地震は、海側のフィリピン海プレートが沈み込むことでプレートの境界部分の岩盤に押し合う力がかかりズレ動くと考えられています。

一方、今回の「豊後水道地震」は、プレート境界よりも深い場所で断層が東西に引っ張られるように岩盤がズレ動いた地震だと気象庁は説明しています。

今回の地震は「南海トラフ地震」を引き起こす要因ではないかも知れませんが、想定震源域では、いつ巨大地震が発生してもおかしくない状況に変わりありません。

このため、町民の皆様には家具の固定や配置の見直し、いざという時の避難先や避難ルート及び連絡手段の確認、備蓄品の確保などを平時から行って頂きたいと思えます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

有難うございます。まず、各個人の知識が必要だと思えます。

今後も啓発と情報発信の方をお願い致します。

以上で、門 秀俊の一般質問を終わります。

議長（小川 保）

これをもって、5番、門 秀俊 議員の質問は終わります。

ここで暫時休憩と致します。

議場内においての時計で10時45分までお願いを致します。

10時45分再開と致します。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時45分

議長（小川 保）

休憩前に引き続きまして、一般質問を再開致します。

次に2番、氏家 法雄 君。

議員（氏家 法雄）

2番、氏家 法雄でございます。

去る令和6年5月28日の大雨の農林水産物・施設等の被害、令和6年6月2日の台風第2号及び梅雨前線による大雨の農林水産物・施設等の被害では、県内各地で大雨による農地・農道の被害があったと言います。

まず最初に、被害に遭われた県内各地の皆様へお見舞いを申し上げるとともに一刻も早い再興を心よりお祈り申し上げます。

また、6月3日午前6時31分頃、能登半島の輪島などで震度5強の地震があり、半壊の家屋の多くが倒壊したと言います。お見舞いを申し上げますとともに一刻も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、「主役は町民（わたし） 歴史を未来へつなぐまち たどつ」というフレーズとともに令和6年度の施政方針が示されてから早や2箇月が経過しました。

今回の6月定例会の一般質問では、丸尾町長によって示された骨太の施政方針のうちから、いくつかの事象に注目しながら、その進捗度や事業検証について質問させて頂きます。

始めにまちづくりについてです。魅力あるまちづくりを目指すために「交通の要衝として発展してきた多度津町の歴史を県内外に発信するため」、令和元年度に日本遺産に認定された「北前船寄港地・船主集落」を「最大限に有効活用し、交流人口の増加に向けて一層取り組んでまいります」とあります。

本町の歴史遺産を活用し、その魅力を活用して交流人口を増やしていこうとの方針には是非これを後押しすることで「人口減少対策としての地方創生事業」としていくことには大賛成です。しかしながら認定から5年近くの歳月が経過しております。令和5年度の施政方針では、次のように言及されています。

まず、魅力ある「町づくり」を目指す施策と致しましては、交通の要衝として発展してきた多度津の歴史を県内外に発信するため、令和元年度に日本遺産に認定された「北前船寄港地・船主集落」について、「北前船日本遺産推進協議会」との連携をさらに深めながら、最大限に有効活用し、交流人口の増加に向けて取り組んでま

います。とありました。実はこの表現は、漢字とひらがなの表記を除き、ほぼ同一の文章が今年の施政方針となっております。

そこで、1つ目の質問です。北前船寄港地・船主集落の認定後のこれまでの取組についてお聞かせ下さい。

生涯学習課長（福田 純）

氏家議員の北前船寄港地・船主集落の認定後のこれまでの取組についてのご質問に答弁をさせていただきます。

始めに「日本遺産」とは、地域の歴史的魅力や特色を通じて、我が国の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が認定するものです。そのストーリーを語る上で欠かせない魅力溢れる有形や無形の文化財群を地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内のみならず海外にも発信していくことにより地域の活性化を図ることを目的としています。

本町は令和元年5月に「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」の日本遺産に追加認定されており、「金毘羅燈籠群」や「多度津湛甫」といった北前船に関連する12件の文化遺産が、その構成文化財となっております。なお、北前船の日本遺産は北前船のネットワークの広大さを示すように全国49の自治体で構成されておりますが、本町は四国で唯一の認定市町となります。

日本遺産認定後の取組のうち、特に周知啓発事業については現在の生涯学習課と政策観光課が連携して取り組んでおります。認定後から現在に至るまでに町内の構成文化財を紹介するパンフレットの作成、説明板の設置、デジタル観光マップへの掲載、本町のコミュニティ通貨である「どつつ」を活用した構成文化財を巡るスタンプラリーの実施等、町民や来訪者が北前船の歴史に触れる機会の創出を図っております。

また、令和2年度には企画展「北前船が着く港、多度津」を町立資料館で開催し、構成文化財でもある町内の貴重な北前船関連資料を展示するとともにパネル解説を行いました。そして令和元年度と令和2年度には公益財団法人日本財団とともに同財団の「海と日本プロジェクト」の一環として行われた「海の学校」という小学生向けの体験型ワークショップが実施され、県内の小学5年生18名が参加しています。

さらに北前船日本遺産推進協議会と連携する中で、令和3年度には北前船のデータベースに情報を掲載して公開したり、令和4年度には同会主催のオンラインセミナーに参加したりするなどして本町の構成文化財に係る広報を行っております。併せて、中四国ブロックでの活動として北前船寄港地をPRする頒布品を共同で作成し、子どもたちへの配布を行うなどして活用しています。

この他、瀬戸内国際芸術祭2022においては「多度津街中プロジェクト」として構成文化財でもある本通の町並みや「旧塩田家土蔵」及び「合田家住宅（合田邸）」に

において作品展示やイベントの実施場所に選ばれ、同芸術祭の実行委員会と連携して取組にあたりました。

教育委員会部局としては構成文化財の適切な保護と活用が担うべき業務となりますが、活用を図る上では子どもたちに北前船について認識してもらい、本町の発展に寄与したことを感じてもらうことが肝要であると考えています。そこで学校と連携し、総合的な学習や校外学習の時間において日本遺産の構成文化財であり、重伝建地区への選定を目指している本通の伝統的町並みでの「まちあるき」を適宜実施してまいりました。このような「まちあるき」は、PTA活動や地元自治会の子ども会からの要請に応じて実施したこともあります。このように教育委員会部局としては、日本遺産をふるさと学習に活かすことで郷土愛の醸成に取り組んできたところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

議長（小川 保）

恐れ入ります。予めご連絡申し上げましたように町長公務のため、少しだけお時間を、休憩をしたいと思います。

誠にもって申し訳ございませんが、皆様方、その場でお待ち頂きたいと思えます。以上でございます。町長、どうぞ。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時6分

議長（小川 保）

氏家議員、申し訳ないです。有難うございます。

それでは、再開を致します。氏家議員、どうぞ。

議員（氏家 法雄）

そうしますと、ちょっと再質問させていただきます。

答弁の中で、瀬戸内国際芸術祭2022において「多度津街中プロジェクト」として展示場所で選ばれて、同芸術祭の実行委員会と連携して取組にあたりましたという言葉頂いたんですが、ここでは北前船に関する何か取組もあったのでしょうか。お答え下さい。

町長（丸尾 幸雄）

氏家議員の再質問に答弁させていただきますけど、ちょっと息が上がってて息を整えながら答弁しているんですけど。2022瀬戸内国際芸術祭の時の多度津町の町内での催物のことですね。それでその時は合田邸で写真展を行い、それから久玉さんという吉田酒造さんのところ、それから石川金物店さんのところ、そこで「一太郎やあい」の伝説とか写真展とか、それから、ちょうど石川金物店さんの前の桜川のところに雁木があったんですけど、もう今はないんですけど。そこに北前船が停泊をし

て、そこで荷物を降ろしてた。そういう北前船の寄港地としての、そういう歴史っていうものを写真も加えて、そして展示をして、そして瀬戸内国際芸術祭にお越し頂いた皆さんに多度津町の歴史・伝統・文化というのを再認識して頂いた2022瀬戸内国際芸術祭だと思っています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

有難うございます。では、引き続き2つ目の質問ですが、昨年も本年も「北前船日本遺産推進協議会」との連携が言及されておりますが、昨年の取組をお聞かせ下さい。

政策観光課課長補佐（山本 亮太）

氏家議員の北前船日本遺産推進協議会との昨年の取組についてのご質問に答弁をさせていただきます。

日本遺産につきましては個々の文化財を点として指定し、価値付けを行うことを主な目的としている世界遺産登録や文化財指定とは異なり、地域に点在する有形・無形の文化財群を文化・伝統を語るストーリーの下にパッケージ化し、パッケージ化した文化財群を一体的にPRすることで地域活性化を図ることを目的としております。

本町が認定を受けている「北前船寄港地・船主集落」につきましては、全国16道府県49自治体に跨っており、その全ての認定自治体が加入している「北前船日本遺産推進協議会」と連携する中で面的な取組を行っていくことが大変重要であると考えております。

議員ご質問の昨年の協議会との取組につきましては、令和6年3月2日に当該協議会と倉敷市日本遺産推進協議会主催で開催された「日本遺産マーケット」に参加し、倉敷の美観地区に設けられたブースにおいてパネル展示と各種パンフレットや「さくらちゃんシール」の配布などを行い、本町のPRを実施致しました。

当日は他のイベントも同時開催されており、各種物販や飲食ブースが立ち並び多くの人で賑わっている中でPRを行いましたので、一定の成果があったものと考えております。

その他、当該協議会の中国・四国ブロックにおきまして各自治体広報誌の紙面交流を実施しており、令和5年度は広島県尾道市の「広報おのみち」8月号に本町も含めた7市町の構成文化財の紹介記事が掲載されました。

また、当該協議会の事業として公式HPによる情報発信や旅行商品の造成、北前船講習会の実施等も継続的に実施されております。

なお、先ほど答弁致しました本町の「北前船パンフレット」の表紙に使用している北前船のロゴマークとメインビジュアルにつきましても当該協議会で作成されたものを使用しております。

今後も当該協議会及び関係自治体と連携を図りながら、面的な活用を通じた地域の

活性化を推進してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

町長（丸尾 幸雄）

ただ今の政策観光課課長補佐の答弁に少し補足をさせていただきます。

日本遺産に認定された年に日本丸という帆船を呼んで来て、そして多度津の港で、そういうイベント、帆船の中でもイベントを行いました。皆様方もご存じの方も多々と思います。そのあと日本遺産に認定される前に広島県の尾道市で、この協議会の会がありました。そこで話をさせていただきました。多度津町の歴史・伝統・文化、今の関わりですね。北前船との関わりとかそういうことを話をさせていただきました。そして、そういうことがあった後で倉敷での協議会の時も講演ということで、15分か20分位だったですかね。話をさせていただきました。その時も多度津町の宣伝をしてまいりました。色々と協議会の中では、そういう機会を頂いておりますので、皆さん方の前でそれも披露したいと思って補足の説明をさせていただきました。以上です。

議員（氏家 法雄）

非常に熱心に町長が、この北前船に関しては推進されておられて、その熱意も感じさせて頂いているところなんですけど、そこで、3つ目の質問に移ろうかと思えます。

大切なことは、その取組内容を検証することになるかと思われそうですが、過去5年間の取組について、事業検証した結果について、ご説明をお願い致します。

生涯学習課長（福田 純）

氏家議員の北前船寄港地・船主集落の認定後の過去5年間の取組の事業検証結果についてのご質問に答弁をさせていただきます。

教育委員会部局におきましては先に答弁しましたとおり、日本遺産の構成文化財の保護及び活用を図ることが担うべき業務となります。また、教育委員会部局における活用では主として子どもたちのふるさと学習に活かしているところでございます。

これらにつきましては、数値的な事業検証を行い難いものであるため、具体的な効果を申し上げることは困難です。しかしながら、これまでの日本遺産に係る取組を含む歴史を活かしたまちづくりの取組により、本町の歴史への注目というものは高まっていると感じております。また、次世代を担う子どもたちが北前船の構成文化財に触れることで本町の歴史を知る機会が確実に増えていると考えています。校外学習で「まちあるき」を行った子どもたちからは「もっと歴史を調べてみたいと思いました。」、「多度津七福神について調べてみたいです。」、「須賀金毘羅神社に常夜灯がたくさんあるのもびっくりしました。」、「合田邸は古い建物だけど綺麗な見た目だったので、町の人が大切に守っているんだろうなと思いました。」等の感想が寄せられています。子どもたちが地域の歴史に目を向け、地域についてもっと知りたいと思うようになることは、大事な一歩であります。さらに地域に目を

向けていく中で地域の課題を見つけ、それを解決しようとする意欲を高めていくこともこれからの時代を担う子どもたちにとって大切なことであると考えています。引き続き、日本遺産を総合的な学習の時間や校外学習等の教育現場に活用していきたいと思います。

なお、政策観光課と連携して取り組んでいるものに関しては、ページ数の閲覧や参加者数の集計等、数値的な把握が出来るものもありますが、事業検証を行ってはおりません。このことは課題として今後の取組に反映していきたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

町長（丸尾 幸雄）

先ほどの私の答弁の中で1点ちょっと間違いがありましたので、訂正をさせていただきます。

日本遺産に認定された時にイベントの中で帆船がまいりましたのは、日本丸ではなくて「みらいへ」っていう帆船でした。それだけ訂正させていただきます。

議員（氏家 法雄）

地域の歴史に目を向け、地域についてもっと知りたいと思うようになることは、教育等に関して大事な一歩であるという答弁を頂いたんですけれども、歴史を生かしたまちづくりとその教育の接続っていう意味で、大変意義のある取組を多度津町は行っている訳なんですけれども、その一方で、今お答え頂いたように事業検証に関しては数値的な結果が出せない等々、不十分な状況であることは明らかではないかと思います。その意味では、例えば、そうした子ども時代に歴史に触れることによって、進学・就職などでは一旦、地域を離れても帰ってくるような人材を育てていく。また、その数値的な検証を長いスパンになるかと思うんですけれども、そうすることによって、この北前船の遺産、あと重伝建もそうなんですけれども、やりっぱなしにならないはずだと思うんですね。そこのところを今後は数値的な検証が測りにくいという言葉で終わらせるのじゃなくて、しっかり取り組んでいって欲しいと思います。そこで、この日本遺産に関しては、今後の取組ということで令和6年度以降、どのように取り組んでいくのか、お聞かせ下さい。

政策観光課課長補佐（山本 亮太）

氏家議員の令和6年度以降の取組についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、本町独自の取組につきましては、引き続き、北前船パンフレットの印刷や配布、デジタル観光マップ・構成文化財説明板の保守を行いながら北前船の情報発信を継続してまいります。

また、詳細は未定ですが、瀬戸内国際芸術祭2025の取組方針において金比羅街道や北前船の寄港地として栄えた多度津駅から港までのエリアを作品展開に活用するとされており、そういった場も活用しながら、より一層PRを行ってまいります。

なお、協議会と連携した事業につきましては、先ほど答弁致しました広報誌の紙面交流を本町の広報誌においても実施したいと考えております。その他、協議会主催のイベントへの積極的な参加などを通じて協議会や関係自治体と協力し、北前船の更なる認知度の向上や普及啓発に向けた取組を進めてまいります。

今後につきましては北前船のみならず、本町筋を始めとする本町に残る歴史や文化との一体的な発信・活用を関係課と連携して行いながら、将来的には交流人口の増加や地域の活性化を図る事業の創出が出来るよう、他の自治体の先進事例などの情報収集や研究に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

色々伺いたいところもあるんですが、ちょっと時間的にタイトになっているところもありまして、例えば、この日本遺産の認定によって、例えば、どういう経済効果をもたらされるのかについても関心がありますが、今後はそうしたところもきちんと計測しながら、効果があるのかないのか見定めていって欲しいと思います。

皆さん方、耳にされた言葉があるかと思うんですが、ザインとゾルレンというドイツ語ですけど、あります。ザインというのは何かというと物事が存在しているあるがままの状態ということですね。それに対してゾルレンというのは、こうなりたい姿とか、あるべき姿っていうものです。現状、日本遺産、重伝建の問題を振り返っても、ある現在っていうものだけがあってですね。あるべき姿、こうなりたい姿っていうところに、なかなか到達していないのが現状なのじゃないかと思います。そのために必要な手続っていうものが、どのような未来を皆さんが共有して、私どもも、そのために汗を流していくんだっていう事業、また、その事業の検証が必要になってまいります。そこで日本遺産から引き続き、今度、重伝建の問題について進めていこうと思います。現在、重伝建に関しては、地域住民の合意形成を図りながら、国に対して選定を申出てまいります。準備段階になります。この問題に関しては昨年6月の定例会で進捗状況を取り上げまして、円滑に協議が進めば、令和6年度中に国の文化審議会において審議がなされ、文部科学大臣より重伝建に選定されることとなります。と答弁を頂きました。ちょうどそれから1年経った訳なんですけど、職員の皆様も汗を流して地域の中を走り回ってる姿を拝見しますと頭が下がる思いがします。ただ、しかしながら、地域の中で理解が深まっている。選定に向けてスピード感を持って事業が進行しているようには見えません。先月、先進地視察で徳島県美馬市脇町南町の重要伝統的建造物群保存地区を行政の関係者の皆様、町民の皆様とご一緒に訪問させて頂きました。ご存じのとおり、美馬町は美しいうだつの町並みへと再興された地域で、地域の大きさ、また歴史的な背景からも一つの模範になる事例です。同地は、重伝建の導入から30年を経た訳なんですけれども、関係者の方からお話を伺いますと耳から離れない言葉が残っています。それは、伝建制度が導入されていなかったら、現在はどうなったのかという町民の方の質問に

対して、その方は町は廃墟になっていたと答えて下さいました。多度津町では、これから制度の導入が間近に迫っています。歴史的な遺産が廃墟になるのか。それとも未来へ開かれた地域へ変わっていくのか。いま一度、決意を新たにすることがあるかと思えます。そこで、質問に移らせて頂きます。重伝建の現在における今後のスケジュールについて、ご説明をお願い致します。

生涯学習課長（福田 純）

氏家議員の重伝建の現在における今後のスケジュールについてのご質問に答弁をさせていただきます。

これまで伝建制度の導入に向けた取組を推進してまいりましたが、これらの重伝建の選定に至るまでには「保存地区の決定」、「保存活用計画の決定」、「文部科学大臣への選定申出」、「国の文化審議会への諮問と答申」、「国による選定の官報告示」という手順を経ていくこととなります。

このうち、保存地区の決定につきましては、本町における保存地区の想定範囲が都市計画区域にあたることから、都市計画法に定める手続が必要となります。

保存活用計画については、既に多度津町伝統的建造物群保存地区保存審議会における議論を踏まえて保存活用計画の案を作成中です。都市計画法に定める手続きと関連して更なる精査が必要になると想定されますが、当該手続が完了次第、速やかに決定し、告示出来るよう準備を進めてまいります。

保存活用計画の告示後、町から文部科学大臣に対し、重伝建に選定するよう申出を行います。申出を受けて国の文化審議会への諮問が行われ、同会での議論を経て答申が出されます。なお、答申のタイミングは限られており、毎年5月頃と10月頃に行われるのが通例となっております。答申から概ね数箇月以内に国による選定の官報告示が行われ、正式に重伝建となります。

重伝建に選定されるまでは、以上の手順を経ることとなります。時期については、現在、本町では令和6年9月末の時点における合意形成の状況を鑑みて、都市計画法に定める手続きに移行出来るかどうかを判断することとしています。この時点で移行が出来ましたら、令和6年度から令和7年度にかけて当該手続きを進め、令和7年度中に保存活用計画の告示を行いたいと考えております。その後、国に対し選定の申出を行いますが、答申の時期は年2回となりますので、令和7年10月又は令和8年5月の答申を目指しております。合意形成の状況や都市計画法に定める手続き、また、その後の運用を見据えた制度設計により、スケジュールが前後することはあり得ますが、あらかじめご了承頂きたいと存じます。

従いまして、ご質問にありました本年度中での国への選定申出は、現状では厳しいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

今の答弁では、去年の段階では令和6年度中という一旦のスケジュールが示さ

れた訳なんですけれども、本町では令和6年9月末時点における合意形成の状況を鑑みるならば、結果としては令和7年10月又は令和8年の5月の答申にズレ込んだという見通しが示された訳なんです、ちょっと時間の都合もありますので、次の質問をちょっと割愛して、ここでまとめて再質問という形で伺わせて頂こうと思うんですが、これは一つは合意形成が不十分ということで重伝建の選定が遅れていると考えてよいのかどうか。もう一つは、合意形成を図るために職員の方が個別に訪問されていると思います。現状の職員の合意形成にあたる体制、例えば週に何人動いているかというものを伺いまして、それで果たしてこの予定でいけるのかどうか、お答え下さい。

生涯学習課長（福田 純）

氏家議員の再質問に答弁をさせていただきます。

まず、現状での同意の取付けに関する進捗状況、これをお話ししたいと思います。令和6年5月31日時点における同意の状況でございますが、107名中33名で約30%の同意を得ています。また、特定物件に関する同意書につきましては、68名中20名で同じく30%の同意を得ています。特定物件について候補となる建築物は132棟ございまして、うち46棟の同意を得ており、割合では34%となります。また、候補となる工作物は74基ありまして、そのうち68基の同意を得ておりまして、割合では91%となります。候補となる環境物件は2件あり、うち2件の同意を得ており、割合では100%となります。

続きまして、生涯学習課の同意書取得に向けて訪問の回数とか、職員の体制ということでございますが、現在、生涯学習課の職員2人で対応しておりますが、曜日等については、特に、この日にというのではなく、時間がある限り回るような形でしております。場合によっては、私も一緒に同行して訪問をさせて頂いているところでは、それと最近では香川県教育委員会の職員や場合によっては、町長とともに戸別訪問を致しまして、伝建制度の趣旨をご理解頂けるよう説明をしております。

また、庁内でも本年度から多度津町伝統的建造物群保存地区活用プロジェクトチームを設置し、導入からその後の運用に至るまで庁内関係課が主体的に取り組めるように事務改善を図り、制度導入に向けた取組を加速させていく。としております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

少ない人数で、まだまだ残ってる方々を説得するっていう大変な作業が残っているかと思いますが、しっかり取り組んで頂くことで多度津町が持続可能な形で未来に残っていくように尽力して頂きたいと思います。また、来年の6月の定例会で伺うと令和7年・8年が9年・10年にならないよう、取り組んで頂きたいことをお願い申し上げます。

そこで伝建を入れていくっていうことなんです、例えば、重伝建の導入は、確か

に伝統的な町並みを保存する上で必要不可欠な制度になります。大切なことは、そこから一步進んで活用を進めることになってきますが、施政方針では、こうした地区全体の魅力を高めながら、まちづくりを進め、その効果を町全体へと広げていき、本町ならではの地域創生を実現する。こういう風に活用について言及されています。そこで質問です。本町ならではの地域創生実現を目指すとありますが、こちらの具体的なビジョンについてお聞かせ下さい。一体どのような未来予想図を描いているのでしょうか。

町長（丸尾 幸雄）

氏家議員の重伝建を導入し、どのようなまちづくりを実施するかということのご質問に答弁をさせていただきます。

重伝建を導入するという事は、つまりは伝統的建造物群保存地区の制度を導入するという事になります。この伝建制度は文化財保護施策の一つではありますが、ただ単に伝統的な町並みを保存していくだけではなくて、その制度を十分に活用していくことで保存地区や保存地区が所在する自治体の歴史やその地域の暮らしを未来に引き継いでいくことの制度でもあります。つまり、伝建制度は文化財保護だけでなく、観光振興、空き家対策、移住・定住の促進、産業振興、防災事業等、本町において各課が取り組んでいる業務に活かせる制度となっております。各課で取り組んでいる業務は、全てがまちづくりに繋がる業務であると考えており、伝建制度は、そうした意味でまちづくりの手段の一つであると言えます。

伝建制度を活かしたまちづくりを進めることで、施政方針でも触れられていますように、そこで得られる効果を保存地区だけではなく町全体へと広げていき、本町にしかない歴史や地域資源を活かして本町全体の魅力を高めていきたいと考えております。そのためには伝建制度だけではなく、「歴史まちづくり法」、これは地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律であります。この「歴史まちづくり法」の活用も検討に入れながら、本町全体で歴史を活かしたまちづくりを推進していきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

町長、有難うございます。北前船も同じ側面があるんですが、質問をさせて頂く中で町長の熱意ってのは、しっかり伝わってくるんですけども、それを成し遂げていくための事務が、ざっくり言うとバラバラになってるところなんかがあるんですけども、例えば、この伝建制度を入れるっていうことで、もちろん観光振興、空き家対策、移住・定住促進、産業振興、それから今、防災事業っていう指摘もありました。この本町において各課が取り組んでいる業務は、全てがまちづくりに繋がる業務であるという考えで進んでいるとすれば、やはり必要なことは、ここからここまでは、私どもの担当というの、もちろんあるかと思うんですけども各課横断的な協力とか情報共有体制というのがない限り、この北前船の問題に関しても、

恐らくこの防災に関しても、また、まちづくりの問題に関しても無責任な体制で取りあえずやっただけになっちゃうんじゃないのかなっていう危惧を抱いています。じゃあ、現在この重伝建というのは、本当に全てが各課がやってること自体がまちづくりで、新しい多度津町を作っていくという取組でやられているということであれば、現在この問題に関して各課横断的な、例えば、協議体制とか連絡体制っていうのはあるのでしょうか。それを再質問させて下さい。

副町長（岡部 登）

氏家議員の再質問に答弁をさせていただきます。

昨日、ご質問があった中にも少し触れさせて頂いたんですけども、政策調整企画会議といったものを今年度から、ちょっと趣旨を変えてやるように致しまして、全ての課長さんが全ての問題について、自分なりの意見をそれに対して述べていく。一つのことが起こった時には、全ての課長さんが、それに対して考えていくと。そういう体制を作るように致しました。これは町長が常に申しております横串を入れるということにも繋がりますし、庁舎の中で、この施策については、この課、この施策については、この課が担当すればいいんだよっていうことではないというのを今、全職員も思っておりますので、今後そういった風な対応をしていきたいと考えております。以上でございます。

議員（氏家 法雄）

今、副町長から答弁を頂きましたので、縦割り行政のような形の理解で事務に当たられないよう、お願いしたいと思います。

そこで、今、先の2つの質問とも関わってくることなんですが、もう一つ人づくりということで、施政方針の中では、まちづくり公社について取り上げられております。昨年12月より、このまちづくり公社を立ち上げ、地域プロジェクトマネージャーを採用し、魅力的なまちづくり・人づくりを進めると伺っております。このマネージャーの公募に関しては昨年12月、本年の3月、2回にわたって公募されましたが、いずれも採用に至っておりません。

そこで1つ目の質問です。応募者数が少なければ、より優秀な人材を掬い上げることは不可能ですが、大勢の優秀な人材の応募とならなかった理由をご説明下さい。

政策観光課課長補佐（山本 亮太）

氏家議員の地域プロジェクトマネージャーの応募者が少なかった理由についてのご質問に答弁をさせていただきます。

地域プロジェクトマネージャーの公募につきましては、第1回目の募集を令和5年12月22日から令和6年1月22日まで行い、応募者2名に対して選考を行った結果、いずれの方も採用には至らなかったことから、改めて令和6年2月29日から3月25日までの期間で第2回目の募集を行いました。

第2回目の応募者も2名でしたが、いずれも書類選考において条件を満たしていな

かったため、不採用という結果となりました。

これまで2回の募集を行いました。応募者が少なかった理由につきましては現時点での考察ではありますが、その要因は大きく2点あるものと考えております。

まず1点目は、応募条件の一つである地域要件などの募集条件が考えられます。地域プロジェクトマネージャーの任用にあたって、国の特別交付税措置を受けるためには、総務省が公表している地域要件として応募者が3大都市圏などから本町に住民票を異動させることが必要条件になります。

そのため、仮に当該地域外に優秀な人材がいたとしても応募条件を満たすことが出来ないことや地域要件に加えて応募条件としてマネジメント経験などが必要であることなどから、対象者が非常に限定されることが要因のひとつと考えられます。

次に2つ目の要因につきましては、地域プロジェクトマネージャー自体のなり手不足の問題です。

地域プロジェクトマネージャー制度は令和3年度から開始し、令和3年度は30市町村、令和4年度は70市町村、令和5年度は88市町村が当該制度を活用しており、当該希望者の多くは既に他の自治体において地域プロジェクトマネージャーとして活動しているものと考えられます。

類似の制度である地域おこし協力隊におきましても近年では全国的に募集しても応募者が少ない状況であることなどから、昨今の社会的な売り手市場や担い手不足が続いていることも含め、本件において応募者が少ない大きな要因であると考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

今、このプロジェクトマネージャーが集まらなかった理由に関しまして、地域要件、それから成り手不足の問題が大きな原因ではないかという指摘がございました。だとすれば、今後この公社の舵取りを担う人物として、この地域プロジェクトマネージャーという制度そのものが、もう成り手がいないとすれば、公社の在り方も含めて、このままプロジェクトマネージャーをまた探すのではない選択肢っていうものも考えながら進めて欲しいなと願うばかりです。

そこで、最後の質問に移させていただきますが、今後、今説明して頂いた反省を踏まえて、どのように公募するとすればですけど違いや工夫があるのか、ご説明下さい。

政策観光課課長補佐（山本 亮太）

氏家議員の今後の公募予定と前2回との違い・工夫についてのご質問に答弁をさせていただきます。

これまでの地域プロジェクトマネージャーの2度の募集に対して採用に至っていない結果を受けまして、現在、募集要件の見直しや今後の進め方について改めて整理・検討しているところでございます。

また、まちづくり公社につきましては、令和2年度に設立に向けた事業計画を委託

により作成致しましたが、作成されて既に3年以上が経過していることや当該公社の主な収益基盤として想定している「ふるさと納税の代行手数料」について、ふるさと納税制度のルールの厳格化が大きく進んでいることなどを踏まえ、改めて収支について多角的に検証を実施するなど事業計画の見直しが必要不可欠な状況であると考えております。

まちづくり公社の設立に向けまして、町にとって有益な公社の在り方はもちろんのこと、優秀な人材に多く応募頂けるよう地域プロジェクトマネージャーの募集につきましても改めて調査・研究を行う必要があることから、今後の進め方などについて一旦整理する必要があると考えております。

なお、議員の皆様には、今後、その進捗などについて適宜ご報告をさせて頂く予定でございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

じゃあ、どのような見直しをされるのか。これから見直しをするということなので、されるのかって聞いても出ては来ないと思うんですが、僕は今の答弁を頂いて正直、まだこれから多度津町も良くなっていけるんだなっていう安心と言うか、一つの英断をされたんだなっていう風に考えています。例えば、往々にして行政の事務っていうものは、やらなきゃいけないからやるっていうことで間違っているけども進んで行ってしまふ。誰も止めることが出来ない。ていうことが、例えば、例えを出すには大げさ過ぎるかも知れませんが、太平洋戦争を止めることが出来なかったことと同じような状況というのが、色んな自治体の事務の中にあるかと思えます。しかし、この今回の公社プロジェクトマネージャーに関しては、事業計画の見直しが必要、今後の進め方などについては、一旦整理する必要があると正直にお答え頂きまして、これから本当に必要な制度・募集要件、また、ふるさと納税の問題もありますので、しっかりしたものを作って頂くながら、例えば、このまちづくりに関しては、既存の団体もかなり並立しています。そちらの整理・統廃合も含めながら、同じことを3つの団体がそれぞれ別の予算をかけてやるのではなく、一つに集約して加速度的に業務が出来るような体制っていうものを新しい計画として見直して頂ければと思います。

先週、6月3日の四国新聞の報道に「香川県過去2位の多さ」として2023年度の移住者数は前年度比266人増で、21年度に続いて過去2番に多かったと四国新聞の報道がありました。市町別では12市町で増加し、丸亀市、善通寺市、琴平町は前年度から倍増したとあります。一方、本町ではマイナス2人と微減しております。町長は人口減少対策としての地方創生事業を重点施策の1点目と掲げ、まちづくりと人づくりに取り組むとされておりますが、例えば、こうした結果を分析しながら、香川県の多くの市町で全体としては、移住人口が上がっているにも関わらず、トレンドとしてそういう訳ですから。にも関わらず、たった2人であろうが、減ってるっていうことは、何か問題があったということですよ。そういった分析をしっかりされながら、まちづ

くり・人づくりに取り組んで欲しいと思います。

例えば、この鬼平犯科帳とか剣客商売っていう時代小説があります。その作家である池波 正太郎 氏は、都市の景観は、みんな壊れていくんだ。風景が壊れるってことは、人の心まで変わるんです。これが怖い。怖いんだよ、これが。街の風景に情緒が失われると、人の心にも情緒が失われてしまう。という言葉が綴っています。これから町長がまちづくり・人づくりを一体の事業として地方創生事業に取り組みれていくということは、景観を守り、景観を守ることが人の心をまた守り、また、その逆もしかりという独創的な卓越した事業であると私は考えておりますけれども、そのために必要なことは、今、この質問の中で明らかになったとおり、各課横断的に進めていくこと。一人一人の職員が未来予想図を持ちながら、真剣に事務に取り組んでいくことではなかろうかと思います。その意味で、今後、多度津町が100年後どうなっていくのか。の出发点として、この人づくり・まちづくりに真剣に取り組んで頂きたいことをお願いしまして、2番、氏家 法雄の一般質問、終わらせて頂きます。有難うございました。

議長（小川 保）

これをもって2番、氏家 法雄 議員の質問は終わります。

それでは、これにて一般質問を終了致します。

一同、ご起立をお願い致します。礼。

ご苦労様でした。散会を致します。

散会 午前 11 時 56 分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

令和6年6月12日
第2回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記